

青森県報

号外第五十八号

令和八年
五月十三日
(水曜日)

目次

監査委員

○包括外部監査結果に対する措置の公表……………(事務局)…一

監査委員

青森県監査委員告示第三号

令和四年度、令和五年度及び令和六年度の包括外部監査の結果に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十八第六項の規定により、措置の内容を公表する。

令和八年五月十三日

青森県監査委員	佐々木 知彦
青森県監査委員	三浦 朋子
青森県監査委員	木 明和
青森県監査委員	菊池 勲

包括外部監査結果に対する措置の公表

○令和4年度分

監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
建築住宅課	単身入居の入居者資格認定のための申立書について	「県営住宅入居申込案内」の「2入居者資格」は以下のとおり規定している。 【「県営住宅入居申込案内」2入居者資格より一部抜粋】 2入居者資格 申し込みできる方は、次の(1)から(3)までの条件を全て備えている方に限ります。 (1) 同居する親族(内縁関係及び締結者を含む。)がいること。 ※ただし、次のアからカまでのいずれかの条件を備えている方は、住戸面積5.5㎡以下の住宅に限って、単身の場合も申し込みできます。 なお、著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その実情により照らして適切でないとは認められる場合は申込みができません。 ア 60歳以上の方 イ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1～4級の方 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1～3級の方 エ 療育手帳の交付を受けている方でウの精神障害の程度に相当する程度 オ 生活保護受給者である方 カ 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第6項症 キ 本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない引揚者である方 ク 厚生労働大臣の認定を受けている被爆者である方 ケ ハンセン病療養所入所者である方 コ 一時保護若しくは保護命令から5年を経過していないDV被害者である方	各地域の申立書を確認し、ひな形として規定した。

	上記のとおり、県営住宅入居申込案内では、「アからカまでのいずれかの条件を備えている方」であるならば「単身の場合も申込み」できるが、「著しい障害があるために常時の介護を必要とする方は、その実情により照らして適切でないと認められる場合は申込みができません」と規定している。 県は「著しい障害がある」か否かを確認するために、「単身入居の入居者資格認定のための申立書」を用いているが、「県営住宅入居申込案内」のひな形として当該「単身入居の入居者資格認定のための申立書」が規定されていない。この「単身入居の入居者資格認定のための申立書」については、実務上の運用に即してひな形として規定することが望ましい。
建築住宅課	家賃減免要領の記載内容の明瞭性について 家賃減免要領において、家賃減免事務を実施する上での重要事項が明瞭に定められていないため、事務の安定性を欠くおそれがあり問題である。 まず、実務上、家賃減免要領第3に定める減免（以下、「特例減免」という。）は、収入分位1の入居者を対象としているにも関わらず、家賃減免要領にはそのことが明確に定められていない。 家賃の減免は、収入分位の変更による減免（以下、「分位変更減免」という。）と「特例減免」の2種類があり、実務上「特例減免」の対象は収入分位1の入居者のみとされている。例えば、収入分位3であった入居者が、年度の途中で失業等により収入が著しく減少し、「特例減免」の対象となる場合を仮定する（以下、この項において「減免事例」という。）。この事例では、一旦「分位変更減免」を適用し、収入分位1の家賃を算定する。その後「特例減免」を適用し、収入分位1の家賃に、家賃減免要領第3に定める率（0.2～1.0）を乗じて減免額を算定する。以上が、各地域県民局で行われている実務上の取り扱いである。 ところが家賃減免要領では、家賃減免要領第3

ワーキンググループを設置し、各地域県民局から集約した意見を踏まえ、減免要領を改正した。

		にある「家賃」が収入分位1の家賃である旨がどこにも規定されていない。実務上は、収入分位1の家賃に率を乗じる方法が採用されているが、その根拠を要領上に見い出すことはできない。 一方、先に述べた事例を用いて説明すると、収入分位3の家賃に率を乗じる方法を採用しても、それを否定する根拠が要領上にはない。 次に、実務上、減免申請の対象期間は最長でも3か月ごととされており、家賃の減免を受けようとする入居者は、3か月ごとに家賃減免申請書を提出し収入状況を県に報告することとされている。 しかし、減免申請の対象期間を3か月とする根拠規定は、家賃減免要領にはなく、他に減免申請に関して規定している文書もない。 以上のように、家賃減免事務を実施する上での重要事項が家賃減免要領に定められていない場合、解釈の余地が生じ、各地域県民局・担当者ごとに異なる取り扱いをしようおそれがあり、早急に改善すべきであると考える。家賃減免要領を改正し、特例減免に関する制度内容及び減免申請の対象期間を3か月としている現行の取扱いを明瞭に規定することが必要である。
建築住宅課	家賃減免マニュアルの必要性について	家賃減免に関する事務は、公営住宅法や公営住宅法施行令だけでなく、所得税法の概要を理解しておかなければ容易に理解できない、非常に難解なものとなっている。一方で、家賃減免要領に規定している制度の概要を図解する、あるいは事例を用いて説明するマニュアル等は存在していない。また、入居者に対し、家賃減免制度を説明するためのパンフレット等も存在しておらず、入居者が家賃減免を申請した場合、どの場合に、どの程度の家賃減免が適用されるのかを予見することができない状況である。【指摘事項5-1】に記載した家賃減免額の算定誤りについても、入居者本人が計算誤りに気づく機会にはほとんどなかったと言える。 このような状況においては、事務の引継ぎ、
		令和7年2月に改正した減免要領の内容を踏まえ、マニュアルを制定した。

	指定管理者や入居者等への説明といった場面で誤解が生じる可能性が高く、事実関係と制度の適用を判断する上で相互理解が困難な場面も想定される。 したがって、家賃減免要領とは別のマニュアル・制度概要に関するパンフレット等を整備することが望ましいと考える。	
建築住宅課	家賃に関する口座振替の原則化について 家賃の納付方法について、「県営住宅入居のしおり」では、口座振替と納入通知書による金融機関窓口で支払いを選択出来るように記載されている。 しかし家賃の滞納を最小限にとどめるためには、口座振替を原則とし、例外的に納入通知書による金融機関窓口で支払いを認める記載に修正して、そのような扱いに変更することが望ましい。	「県営住宅の入居のしおり」に口座振替の支払いを推奨する文言を記載することとして改訂時に反映させた。
建築住宅課	「駐車場利用のしおり」では、2台目までの申込みを前提としており、3台目の申込みについて規定されていない。一方、「県営住宅・特定公共賃貸住宅駐車場事務処理の運用について」では以下のように規定されている。 【県営住宅・特定公共賃貸住宅駐車場事務処理の運用について（一部抜粋）】 3 2台目以後の区画の再募集等について (1) 2台目以後の区画に年度途中で新たに空きが発生した場合、原則、当該年度については再募集を行わないこととし、発生した空き区画は自治会等が希望する場合、自治会管理の来客用区画として活用することができる。 なお、これができない場合は、不正に利用されることのないよう適切な措置を取るものとする。 (2) 年度途中で新たに発生した2台目以後の区画の割合が2台目区画総数の10％程度に達し、当該年度の利用可能期間が6か月以上ある場合は、再募集を行うことができる。 (3) 年度当初から2台目以後の区画に常時空きがある場合は、常時募集とすることができ	駐車場利用のしおりを改訂する際、3台目の申込みについて追記した。

	る。 ※ (1) ～ (3) にかかわらず、再募集及び常時募集の方法、時期等については、各県民局の判断を優先する。	
	4 2台目以後の区画の利用について (1) 空家に係る1台目区画については、原則として2台目以後の駐車区画として利用させないものとする。ただし、1年以上公募しないことが明らかな住戸の1台目区画は、2台目以後の駐車区画とすることができる。 (2) 2台目以後の区画の申込みは、原則1住戸1区画とする。ただし、2台目の申込者数が、募集した区画数に満たない場合は、例外的に3台目の利用申込みを別に期間を定めて募集することができる。 (3) 2台目以後の区画については、優先的な区画の割り当てなどの措置は講じない。	
建築住宅課	上記のとおり、「県営住宅・特定公共賃貸住宅駐車場事務処理の運用について」では3台目以降の利用も想定されて規定されている。また、実際は3台目以降も利用可能となっており、4台目の利用をしている入居者もいる。駐車区画に余裕がある場合、3台目、4台目の利用を許可することは、入居者の生活の便宜を考えれば妥当な取り扱いであると考える。 実際の運用と整合するよう、「駐車場利用のしおり」にも3台目の申込みについて規定することが望ましい。	駐車場利用のしおりを改訂する際、「駐車区画利用申込受付書」の記述を削除した。
建築住宅課	「青森県県営住宅・特定公共賃貸住宅駐車場利用のしおり」では駐車場の利用につき以下のとおり規定している。 【青森県県営住宅・特定公共賃貸住宅駐車場利用のしおり 一部抜粋】 ①申込みから返還まで利用できる区画数は、1住戸あたり1区画が基本です。	

		ただし、団地により駐車区画に余裕がある場合は、2台目の駐車区画としてさらに1住戸あたり1区画申込みできます。 申込受付 (1台目と2台目をあわせて申込み場合は、それぞれ書類を作成してください。) 1台目を申込み場合 駐車場利用承認申請書および添付書類を指定管理者に提出してください。 2台目を申込み場合 駐車場利用承認申請書および添付書類に加えて、「駐車区画利用申込受付書」を指定管理者に提出してください。→抽選となります。 駐車場利用のための必要書類を閲覧したところ、2台目を申込み際に求められている「駐車区画利用申込受付書」が保管されていなかった。県の担当者によると、「駐車区画利用申込受付書」は実務では運用されておらず、「駐車場利用のしおり」のひな形にも規定されていないことである。 「駐車区画利用申込受付書」を使用する実務上の要請もなく、駐車場利用の申込みの事務処理に影響を与えることはないため、「駐車区画利用申込受付書」に関する記述は「駐車場利用のしおり」から削除する必要がある。
建築住宅課	退去事務に関する効率的な確認作業について	「県営住宅 入居のしおり」や「青森県特定公共賃貸住宅 入居のしおり」には、退去時の留意事項が記載されている。退去時にこの留意事項がチェックリストとして準備されていていれば、この資料を「県営住宅等退去検査事前確認報告書」に添付して利用することで、指定管理者や確認者（県民局担当者）がチェックする場合に、より効率的に確認作業を進めることが可能になると考える。したがって、退去時の留意事項のチェックリスト化を提案したい。
下北地域県民局地域整備部	花壇の造成や植樹	竹材の柵から樹脂製の柵に改修。

	(山田)	のため、取り払うか、雪に耐えられる材質に変える等の方策が望ましい。	
○令和5年度分			
監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
財産管理課	固定資産台帳と貸借対照表との残高不台について	令和3年度末の固定資産残高と貸借対照表の残高について検証したところ、金額が一致していない箇所があった。 この問題が発生したのは平成28年度決算から統一的な基準による財務書類を作成するにあたって、固定資産台帳を整備したが、貸借対照表と固定資産台帳との残高に差額があり、これ以降引き続き照合及び調整作業を行っているが新システムへの移行作業もあり、完全に調整作業が終了せず、今に至る状況になっている。 公有財産に係る担当所管部署は、公有財産台帳、固定資産台帳の2つのシステムについて対応していかねければならず、極めて不効率で事務処理に負荷がかかっている状況にある。早急なDXの推進が要求されることである。 また、事業用資産の増減内容について、県は毎年作成している。令和3年度分の増減表を作成するため県に資料を依頼したところ、令和3年度決算から固定資産台帳のデータを新規のシステムに移行しているが、切り替えに基づく調整作業が完全に終了していないため、現時点では作成できない状況となっている。 なお、例年において青森県の財務諸表附属明細書 有形固定資産の明細を県のホームページで公表している。	事業用資産の増減内容については、令和5年度決算分は財政課で調整し作成したものを公表しており、令和6年度決算分も昨年度同様で作成したものを令和7年度末に公表予定である。
財産管理課	固定資産台帳と公有財産台帳とのシステム間帳とのシステム一元化に向けて	固定資産台帳と公有財産台帳とのシステム関連を将来的にどのようにするのかについては、様々な観点から検討を加えて将来的なシステム化計画を策定する必要がある。 これまでの公有財産台帳は紙ベースで出力することを目的とした汎用システムであり、データベース処理が不適で数々の問題を抱えていた。そこで、県は新規の公有財産台帳のシステ	県汎用コンピューターを利用した現行の公有財産管理システムについて、同コンピュータの令和12年1月の廃止予定に合わせ、令和10年度の

		ム化に向けて令和 6 年度基本計画重点幹事業として予算要求をしており、実施する予定となっている。計画の概要は、令和6年にシステム化計画を策定し、令和7年に基本設計、令和8年に詳細設計、令和9年に運用開始予定とする内容である。 固定資産台帳と公有財産台帳が一元化すれば、有益かつ効率的なシステムとなるため、今後の対応として費用、開発期間等において経済的な方法かどうか、さらには運用面における利便性、操作性、親和性等の検討を加えることが必要である。 どのような方法が県にとって最善の方法かを早々に判断をして、最短で公有財産台帳と固定資産台帳とが有機的に連携したシステム構築を目指していただきたい。	新システム導入に向けて関係県との協議を進めている。 新システムでは、固定資産台帳を作成する公会計システムや財務システムとのデータ連携を図るほか、固定資産台帳の作成に適合するようデータ整備を行う予定。
財産管理課	公共施設等総合管理の推進状況について	県はホームページにおいて公共施設等総合管理方針を公表するとともに、令和 3 年度末時点の個別施設計画の策定状況や施設分野ごとの方針に基づく取組実績について告知している。 しかしながら、令和 3 年 3 月に改訂された公共施設等総合管理方針や資料編に登録する基本データは平成27年3月31日時点の数値であり、更新されていない。最新のデータは 9 年前のデータと比較すると、かなり変動されているはずである。 施設分野ごとの方針に基づく取組実績では「保有総量縮小の推進」が核であると想定される。そこで、「保有総量縮小の推進」に焦点を当てて計画の進捗度の資料を作成して分析・管理に役立てることを推奨したい。 経過年数とともに減少傾向が小さくなっているが、そのような状況に至ったときに目標値に達成できるように知恵を出し、実現させていくところが県の担当責任者に委ねられた手腕の見せ所である。	基本データを更新し、個別施設計画の進捗を確認し、各施設所管課の意見を踏まえ方針を改定した。
財産管理課	削減率を設定した中期実施計画（5 年サ	「青森県公共施設等総合管理方針」のもとで具体的な実行計画を策定して計画を推進していくことが重要である。	削減率は各施設所管課の判断により個別施設計画に

	イクル）の策定について	『中期実施計画（5 年サイクル）』について、施設類型の klein 分類別に削減方法を決定し、年度毎の削減率を計画することを提言する、言わば公有財産の減少策の PDCA サイクルの実行であり、極めて重要である。 この削減目標を設定して毎年度 PDCA サイクルで回していくことがなければ、公共施設の大規模な削減は実現できないし、上手にできなかったら県の財政破綻となる最悪のケースを招来することになりかねない。 あくまで将来の維持管理・更新のコストと人口減少社会がさらに進んだ20 年から30 年先の時点での財政運営がどうなるのか、刻々変化する内外環境の状況の中で優先順位を高めて着手しなければならない大きな課題である。 重要なことは、定量化した見える計画を作成し、将来発生する支出を削減し、県の財政に圧迫させないことである。県の財政が破綻するかどうか重要な計画であり、県のサブバイバルプランと言っても過言ではない。	記載することとした。
財産管理課	財産管理チェックリストの位置づけについて	青森県総務部 財産管理課では令和 2 年 4 月に「公有財産管理マニュアル」を作成して運用をしている。この中で第7 章 参考資料として、財産管理のチェックリストが記載されている。 財産管理チェックリストは、現状では参考資料としての位置づけであるが、参考資料という名称から、さほど重要視しなくてもよいと考えて対応する職員もいるのではないかと危惧する。 財産管理業務における参考資料としての位置づけを格上げして、言わば財産管理業務における重要な“必携資料”として活用していただくとともに、この財産管理チェックリストのどこが重要なのかをポイントアップし、補足説明が必要な個所については説明を施し、追加変更すべき点があれば見直しをして改訂版の財産管理チェックリストを作成されることもあわせてほしい。	東北各県の状況を確認し、追加変更等の必要がないことを確認した。 当該チェックリストを必携資料として活用できるように、リストのみを独立させ、文書管理「公有財産管理マニュアル」に掲載した。
財産管理課	公共施設等総	総務省は、「公共施設等総合管理計画の策定に	国からの策定指

	会計画の作成内容について	あたつての指針」(以下「指針」という。)(平成 26 年 4 月 22 日)を発出し、平成 30 年 2 月 27 日及び令和 4 年 4 月 1 日に改訂している。 県は国に先駆けて公共施設等総合計画に取り組んでおり、その後、国より公共施設等総合管理の指針が発出されたとのことであるが、県の策定した「公共施設等管理方針」を調査した結果、いくつも見直しが必要な箇所が検出された。「公共施設等総合管理方針」は、公有財産について長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化し、公共施設の最適な配置を実現するための背骨となる部分であることから、見直しを検討されたい。	針を踏まえ方針を改定した。
財産管理課	インフラ資産の用途別分類毎の管理方針の設定について	県はインフラ資産の用途別分類毎の管理方針を設定していない。	施設類型毎の管理の基本方針を新たに策定した。
財産管理課	固定資産台帳への過大計上について	令和 3 年度の固定資産台帳を調査した結果、県営浅虫水族館(トレーニンングプール棟)照明設備改修及び青森県観光物産館照明設備その他改修について、改修工事案件が資産登録されている一方で、公有財産台帳上は資産登録されていないかった。 両者の処理の相違理由を担当所管課に問い合わせた結果、公有財産台帳上は「公有財産報告書記入要領」に基づき、実質的な工事内容が対象資産の価値を増加させる「改修」なのか、単なる「修繕」なのかにより資産計上の要否を判断しており、本件については「修繕」と判断し資産計上処理はせず、一方で固定資産台帳上は工事請負費として支出した案件すべて資産登録が必要であるとの認識の下で資産計上処理を行ったと回答を得た。 前者については問題ないが、後者の固定資産台帳における資産計上の要否は資本的支出の該当性を基準に判断すべきものであり、また財産管理課により例年配布される固定資産台帳作成	異動報告時には適切に登録するよう引き続き指導していく。

		に係る作業マニュアル上も資本的支出に該当するか否かにより判断すべき旨記載されており、一律に単なる修繕も含む工事請負費としての支出案件を資産計上すべきとする観光企画課の認識は誤りである。結果として固定資産台帳上の資産が過大に計上されていた。 現状、各所管課で処理した内容を財産管理課で詳細にチェックする権限はなく、所管課の部長の長が適切に処理方針を認識しない限りは、財産管理課により一方的な情報周知がされても何ら意味がないものとなる。処理方針説明会や判断チェックリストの活用等により、各所管課での有用な作業運用体制の構築が望まれる。	
財産管理課	耐用年数の登録誤りについて	令和 3 年度の地方公会計に係る固定資産台帳を調査した結果、誤った耐用年数が登録されているものがあつた。 統一的な基準による地方公会計制度導入検討会が発行している「統一的な基準による地方公会計運用要領・マニュアル(固定資産台帳編)」に記載されている耐用年数表によると、照明器具や給排水設備の場合の耐用年数は 6 年又は 15 年と規定されているが、31 年又は 51 年の耐用年数を適用している。これは当時の担当者が耐用年数について理解が不足していたことから、便宜的に本体資産の設備改修計画期間に準じて 31 年及び 50 年の耐用年数を入力処理したとの説明を受けている。 耐用年数の入力処理の誤りは、期間損益に継続的に影響を与えることになり、財務情報の信頼性を損ねる財産管理上不適切な処理であるので、誤り防止策としてダブルチェック体制を構築することが必須である。財産管理課から各所管課へ公有財産の取得時における基本的な処理方針に関する周知徹底を図るため全庁的な対応措置を講じて、さらに入力処理の誤りのリスク低減を図っていただきたい。	マニュアル更新の際、耐用年数表を巻末資料として添付し注意喚起した。
財産管理課	落札における予定価格と落札価格との著	職員公舎(八重田)敷地・八重田東公舎 A、B、物置の入札での売却は、予定価格をはるかに上回る落札価格により落札され、多額の予定価格	令和 6 年度の入札において、予定価格と落札価格に著

	しい差額がある場合の分析について	と落札価格との乖離が生じていた。 予定価格と落札価格との差額について質問した結果、「入れなので理由は推定するしかないが、予定価格は老朽化した建物の解体費を控除して設定されている一方、実際は土地の立地条件など魅力度により左右され、落札者の意向や状況によっては、予定価格と落札価格との差額について多額の金額が発生することもある。」との説明であった。 県の事務手続としては、予定価格と落札価格との差額の要因検討は必須ではないとの認識であった。 しかしながら、そもそも予定価格を設定するのは落札の基準価格として設定しているものであり、予定価格と落札価格との著しい差額が生じた場合には、落札者の意向や立地条件等から招来される物件の魅力度などを明確に測定できない要素があるものの、どのような要因によって著しい差額が生じたのかを大まかに分析しておくことは予算制度や契約業務の世界の中で事務処理に関与する地方公共団体の職員としては基本的なことであると考える。	しい差額があった物件に関し、売却業務委託業者の意見聴取を行った。今後もし引き続き意見聴取をすることとしている。
財産管理課	財産処分前チェックリストの利用について	県の公有財産管理マニュアルには、処分に關する手続を漏れなく確実に実行するため、「財産処分前チェックリスト」が整備されている。そのため、処分事務を行う担当者は、通常当該チェックリストを利用しながら手続を行うことが想定されている。 青森北高等学校今別校舎 校舎敷地、野球場他・校舎他は、地方公共団体への無償譲渡物件であり、譲渡物件の実態に忠じて担当所管課で処理するもので、財産管理課は「財産処分前チェックリスト」の提出を求めているない。 この処理ルールについては、財産管理課のみならず担当所管課においても知っていなければならぬ処理ルールなので、公有財産管理マニュアルに明記しておくことが必要である。	公有財産管理マニュアルの「財産処分前チェックリスト」の欄外に、財産管理課への提出の有無について追記した。
財産管理課	用途指定期間の設定について	管理建物（旧十二湖ビジターセンター）の譲与にあたり、用途指定期間を10年で設定している。	公有財産管理マニュアルの普通財

	て	る。この理由としては、当初県が設立した際に受けた環境省の補助金の処分制限期間を参考に、残存期間7年を考慮したうえ、10年としているとの回答であった。 指定期間については監査の結果、設定されており、その妥当性に異論はないものの、期間の設定については、特段具体的なルールもなく、目安もないとのことであった。実態としては、個々の担当者が都度考えて、担当部署で判断しているものの、それほど頻度の高くない「財産処分」という業務をたまたま担当となった職員が都度判断するのは困難であり、検討に時間を有するなど業務の効率性を害する面もある。そのため、これらの判断を効率的に実施するための指針となるような目安を設けるのが必要である。また、妥当かどうかは個々の状況により異なるものの、どのような検討が行われたのかなど、少なくとも担当者間で情報共有が可能となるような仕組みを構築して対応することを提言したい。	産の売却い等に関し、期間について国有財産の例や補助金の処分制限等を考慮した上で設定するよう追記した。
財産管理課	建設仮勘定に係る固定資産台帳と貸借対照表残高との不一致について	令和2年度末及び3年度末の固定資産台帳を入手し、開示されている県の貸借対照表と照合した結果、同一内容の事項について乖離が生じていた。 この不一致の主な原因としては、所管課の理解不足により正確なデータ入力処理や更新がなされていない状況があると説明を受けている。財産管理課を中心とする「固定資産台帳ワークシグループ」では地方公会計の決算作業に係る各種マニュアルを整備し周知しているものの、データ入力処理担当である所管課において正しく内容を理解できていない面があり、適時・正確にデータ入力処理に反映できていない。所管課の理解度を確認するなど、正しい資産整理と適切なデータ入力処理ができるように基本的な体制を整備することが緊急課題である。	公有財産異動報告の提出期限に関する注意喚起の際、公有財産管理マニュアル等の精読を依頼した。
財産管理課	隣接する民家による不法占有について	鯉ヶ沢町本町210番の公衆用道路において、隣接する民家の花壇が越境して設置されていた。また、財産管理課が所管している土地では	設置した住民と協議を進め、県が土地を活用する機会

		あるが、隣接する管理地（旧西北漁港事務所敷地）の敷地内に民家の階段及びガスボンベが設置されていた。財産管理課と連携し、売却に向けて解決方法を模索することが必要である。	には撤去にぶじる内容の覚書を締結した。
財産管理課	職 員 公 舎 集 約・共同利用計画に対するPDCAサイクルの適用について	職員公舎集約・共同利用計画は5年毎に見直しが行われ、PDCAサイクルを適用して毎年度、入居状況（部局別・地区別）については調査が行われているが、職員公舎の有効活用と管理の適正化をさらに図るためには、単身入居率等についても調査・分析を行い、利用状況が計画と比較してどのような推移を示しているかを明らかにし、5年毎の運動した「青森県行財政改革行動計画」とともに計画を推進していただきたい。	令和6年9月に「職員公舎入居実態調査」を実施し、単身入居率は82.3％と前回調査（令和元年）から12.8ポイント上昇した。その他調査結果を踏まえ、令和7年3月14日に「第4期職員公舎集約・共同利用計画」を策定した。計画に基づき、県内の職員公舎の有効活用と管理の適正化を推進していく。
三八地域県民局地域整備部	固定資産台帳の記載表示について（地番の記載、橋梁台帳との表記の統一）	総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」によると、固定資産台帳の記載項目として「所在地」が挙げられているが、当該資産の所在地は市までの記載にとどまっていたため、地番まで記載することが望ましい。また、橋梁台帳における資産名と固定資産台帳における資産名の表記が一致していなかったため、両台帳の名称を統一させることが望ましい。	所在地を地番まで記載及び両台帳の名称を統一した。
自然保護課	ビジターセンター入口看板の修繕・更新について	より一層の集客を図るために、道路入り口の二つの看板の修繕又は更新が望まれる。ビジターセンターは、白神山地の紹介を行う観光施設という側面もあるが、その主目的は自然保護思想の普及にある。館内の展示は、白神山地の広範なブナ林の稀少性や、世界的に見て特異な動植物の多様性が保持されていること、世代交代をくり返す生命の営みのプロセスが生態学的に顕著な見本であること、白神山地を保	看板3基の修繕工事について、令和7年6月18日に工事業者と契約済。

		護することの重要性等を学べるものとなっており、自然教育施設として価値あるものと思料する。令和2年度以降、新型コロナウイルスの影響もあり入館者数は減少傾向にあるが、ビジターセンターの目的を達するためには、より集客を図る必要がある。 今般の監査でビジターセンターを訪問したが、道路入口右側看板、左側看板の色が褪せてしまっており、車内から文字が判別できない状況にあった。また、ビジターセンターは道路入口から100m程度は車道、遊歩道を歩く必要があり、道路入口からはその外観は見えない状況にある。ビジターセンターは、白神山地の散策拠点であるアクラグリーンビレッジAMMONへ向かう中途にあり、白神山地を初めて訪問する観光客も相応に通るものと推測されるが、入口看板が色あせて読めず、施設外観が同い知れない現状において、営業しているか否かの疑念も含め、訪問意欲は湧きにくいのではないかと考えてしまう。また、ビジターセンターの展示内容は定期的に更新しており、決して老朽化した（古めかしい）ものではなく、インターネット上の口コミサイトやアンケート結果は概ね好評である。それだけに、施設の顔となる入口看板が劣化していることが非常に惜しいと感じてしまう。 今後、入口看板の修繕・更新を行うことや、開館状況がわかるような看板の設置等を望みたい。	
--	--	---	--

○令和6年度分			
監査箇所等	監査項目	監査結果	措置の内容
病院局	経営改革の実践の推進について	「医療の質」を向上することについては、現状においても改革が進められているが、とりわけ「経営の質」を向上すること、つまり利益管理体制を構築して運営面において諸施策を講じていくことについては重要であると考える。「経営の質」が「医療の質」と比較して弱く、	病院事業管理者による強力なリーダーシップの下で、経営改革に取り組んでいくところであり、引き続き、管理会議等

		バランスを失っていると考える。	で経営目標、診療実績、経営状況、経営改善策等を全職員と共有するとともに、全職員の経営意識の啓発を図っていく。
病院局	「医療の質」と「経営の質」の両輪を軸とした経営計画ではない	「県立病院 第2期チャレンジプラン 〜ポストコロナに向けて〜 令和5年」の中期経営計画の内容は、「経営の質」のウエイトが低く、病院事業は「医療の質」と「経営の質」の両輪を軸にバランスよく推進させ、運営していかねければならないが、「医療の質」にかなりの重点が置かれた経営計画となっている。	令和7年3月に策定した中期経営計画では、「経営基盤の強化」に係る取組として、新たに「経営管理体制の強化」、「入院収益の増加」、「外来の収益性向上」及び「固定費の抑制」を追加し、「医療の質」と「経営の質」の両輪を軸とした経営計画とした。
病院局	「公立病院経営改革事例集」について	平成28年3月に総務省自治財政局準公営企業室から公表されている「公立病院経営改革事例集」の一部について、今後の病院局の経営改革の参考資料として供する。	健全経営と良質な医療の確保の両立に向け、参考とした。
県立中央病院	理念・基本方針に関する再考について	県立病院には他の公立病院と比較して固有の役割・機能を持っている。この県立病院の特徴を理念の中に埋め込んでいなければ事業を推進するにあたってブレが生じることになる。キーワードとしては、基幹病院、地域の中核病院、救急医療、周産期医療、地域医療等である。	県立中央病院の理念・基本方針の見直しについては、病院事業管理者及び院長の交替に伴い、病院事業管理者及び院長に確認したところ、変更しないこととした。
県立中央病院	数値目標等の一覧について	計画値として追加公表すべき指標として、下表に示した指標は、「第2期チャレンジプラン」等で取り上げられている指標である。「救急医療対策」、「周産期医療対策」等において重要と考えられるので、数値目標等の一覧に追加して公表することを検討されたい。	令和7年3月に策定した中期経営計画では、救急医療対策、周産期医療対策及び災害医療対策の指標として、新たに「救急応需率」、「産科及

		<table><tr><td>公表すべき指標</td></tr><tr><td>救急患者数 (人)</td></tr><tr><td>ドクターヘリ出動件数 (件)</td></tr><tr><td>ドクターカー出動件数 (件)</td></tr><tr><td>分娩件数 (件)</td></tr><tr><td>在宅復帰率 (%)</td></tr><tr><td>地域分娩貢献率 (%)</td></tr></table>	公表すべき指標	救急患者数 (人)	ドクターヘリ出動件数 (件)	ドクターカー出動件数 (件)	分娩件数 (件)	在宅復帰率 (%)	地域分娩貢献率 (%)	ひ産婦人科医師数」及び「DMATチーム数」を追加した。 なお、救急患者数及び分娩件数については「青森県立病院年報（青森県立中央病院 ホームページ）」、ドクターヘリ出動件数については「青森県ドクターヘリ運航に係る実績報告書（青森県健康医療福祉部医療業務課 ホームページ）」、ドクターカー出動件数については「救急医療体制の現況調べ（厚生労働省ホームページ）」、在宅復帰率及び地域分娩貢献率については「医療の質・医療安全の評価公表等推進事業（公益社団法人全国自治体病院協議会 ホームページ）」において、公表されている。
公表すべき指標										
救急患者数 (人)										
ドクターヘリ出動件数 (件)										
ドクターカー出動件数 (件)										
分娩件数 (件)										
在宅復帰率 (%)										
地域分娩貢献率 (%)										
県立中央病院	数値目標等の一覧について	第2期チャレンジプランにおいて掲載されている数値目標は重要な指標であるから記載されているものと想定されるが、計算式により示される指標については、その計算式を示すべきであり、目標設定の考え方を示し、計算された数値を判断する尺度についても明らかにすべきである。 その理由は、第2期チャレンジプランの読者は、知事、青森県会議員、青森県民であると想定されるが、第2期チャレンジプランの読者は必ずしも指標の意味や判断基準について熟知し	令和7年3月に策定した中期経営計画では、計算式、指標の意味、指標の判断基準について記載した。							

	数値目標等の一覧について	「第 2 期チャレンジプラン」において病床機能報告との関連を記載する。 病床機能報告は県庁が報告する制度であるが、青森地域の中では県立中央病院が高度急性期、急性期に占める割合が高い。県立中央病院が担っている役割を広く県民に告知する意味合いから「第 2 期チャレンジプラン」においても簡単に説明しておくことが必要と考える。	令和 7 年 3 月に策定した中期経営計画では、病床機能報告との関連を記載した。
県立中央病院			
病院局	収支計画の見直しについて	「県立病院 第 2 期チャレンジプラン」へポストコロナに向けて 令和 5 年」の中で経営計画を推進する数値目標として収支計画表が記載されているが、令和 4 (2022) 年度の金額、病院事業費用の項目のうち、主な項目を表示することによって収支実管理すべきである。	令和 7 年 3 月に策定した中期経営計画では、令和 6 年度の当初予算ではなく実績込みを記載するとともに、病院事業費用の項目として、給与費、材料費、経費等を記載した。
病院局	実績把握と単年度事業計画への反映について	中期経営計画で策定した単年度分の収支計画と実績との比較については、いつまでに終了しなければならぬという規定はなく、また、単年度の収支計画と実績との乖離がどの程度あれば当初策定した単年度収支計画を修正しなければならぬという規定もない。 病院局は通時に計画と実績との差異を分析して、単年度事業計画に反映させなければならぬ。	計画と実績との差異の分析を 7 月までに実施し、翌年度の当初予算編成に反映させることとした。
病院局	病院事業管理者の就任に伴う経営方針の開示について	令和 6 年 4 月から着任した病院事業管理者の就任に伴う経営方針の開示がない。 今後において発表する予定があるかもしれないが、早晚、来年度に突入する時期になるため時期を失しない対応が必要であった。	中央病院の基本方針については変更せず、中期経営計画については令和 7 年 3 月に策定した。

			事業管理者の命を受け、病院局の事務を掌理することとされていること（青森県病院局の組織等に関する規程第 10 条第 2 項）から、病院局長の基本的な方針・メッセージについては、病院事業管理者の基本的な方針に合わせて、中期経営計画に反映させている。
病院局	経営計画の見直しによる早期策定の必要性について	新任の病院事業管理者が「県立病院 第 2 期チャレンジプラン」へポストコロナに向けて「令和 5 年」の中期経営計画をどのように引き継いでいくのか、計画第 1 年度において計画内容が大きく変更となっていることや青森市民病院との共同・統合新病院との案件を考えた場合には、早期に経営計画の見直しをしなければならぬ。	令和 7 年 3 月に新たに中期経営計画を策定した。
病院局	長期前受金入の表示について	令和 5 年度青森県病院事業決算書において、長期前受金入は損益計算書の医業外収益に表示されている。 医業外収益の項目として「長期前受金入」が公営企業法施行規則、青森県病院事業財務規程の両規定で例示されているが、青森県病院事業財務規程では、特別利益の項目にも「長期前受金入」の例示がある。経理課においては、これまでの処理方針を踏襲して医業外収益として処理したものと考えられる。 公営企業法施行規則において、「長期前受金入」を営業外収益のみに表示していることから青森県病院事業財務規程の特別利益の「長期前受金入」の表示が誤りのように推測されるし、「長期前受金入」を特別利益とする金額的に重要な場合や特別な理由の発生も考えにくい。従って、しかるべき処理手続を経て改定をす	本勘定を設置した経緯について、監査人への説明が不足していたため、以下のとおり補足説明する。 (本勘定設置の経緯) 平成 26 年度会計制度見直しに伴い、建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金への繰入金の収益化方法が国から示された際、財務規程の改正を行い、(項) 医業外収益勘定に

		ることを提案したい。	(目) 長期前受金戻入勘定を設置すると同時に、(項) 特別利益にも同名の (目) 長期前受金戻入勘定を設置している。 これは、当年度の収益化額は、当年度の前受金のうち企業債に係る一般会計等繰入金の総現在高が限度とされるため、総現在高が不足する場合、後年度、余剰が出たときに特別利益に計上することとされたため、設けられた勘定である。
		以上のことから、会計制度見直しの趣旨を踏まえ、財務規程の改正は見送ることとした。 なお、これまで特別利益に計上した事例はない。	
病院局	雑損失に含まれている医薬収益 (診療報酬減額査定分) の前年度分修正について	令和 5 年度 青森県病院事業決算書において、雑損失の中に前年度令和 5 年 2 月及び 3 月の診療報酬減額査定分(国保連 計 82,602 千円、診療報酬支払基金 186,412 千円 計 266,906 千円) が含まれている。この内容は令和 4 年度 2 月及び 3 月の診療報酬の減額査定分が令和 5 年度において確定した際の修正額であり、基本的に毎年度発生する。金額的にも多額であることから科目として独立掲記することを検討すべきである。	損益計算書への直接的な記載は困難であるため、収益費用明細書の備考欄に記載した。
病院局	消費税の損益計算書における	長期前払消費税償却については医薬費用に、控除対象外消費税については医薬外費用の中	損益計算書への直接的な記載は困難で

	る表示について	雑損失に含まれて表示されている。青森県病院局財務規程では、長期前払消費税償却については勘定科目表に医薬費用の項目に明確に記載されているが、控除対象外消費税についてはどの費用区分に含まれるのかが明確ではない。 消費税額は金額的に多額であるため、どの費用区分に表示するか、どのように独立掲記するかを検討すべきである。	あるため、収益費用明細書の備考欄に記載した。
病院局	共同経営による統合新病院のプロジェクトによる統合新病院を成功裏に導くために	共同経営による統合新病院のプロジェクト案件は、統合新病院の整備予定地が令和 6 年 9 月に決定された。経営等に関する事項については令和 6 年度中に地域医療連携推進法人を設立するとともにプロジェクト全体の基本計画を公表するとされている。 このような状況において、共同経営による統合新病院を令和 12 年 3 月 (目途) の開院に向けて成功裏に導くために以下の 2 つのことを提案する。 ①プロジェクトの推進母体であり、核というべき「共同経営・統合新病院整備調整会議」による強力なリーダーシップの発揮と力強い運営の実行を期待する。 ②令和 6 年度中に策定する基本計画において経営形態や大工程表 (イメージ図) を示す予定とのことだが、共同経営による統合新病院に関する全体の方向性を示すとともにプロジェクトの実行部隊による情報の発信とプロジェクトの実行を力強く推進することを期待する。	令和 7 年 3 月 28 日に「共同経営・統合新病院に係る基本計画」を作成し、施設整備、診療機能、経営・財務などの方向性を示したところである。経営形態については、厳しい経営環境等を踏まえ企業団(一部事務組合)に決定し、適切な時期(令和 10 年 4 月頃を目途)に設置することとしている。整備スケジュールについては令和 14 年 10 月の開院を目指し、基本設計・実施設計・工事といった大まかなスケジュールを示したところである。また、統合新病院の開院に当たっては、病院の設計・建設だけでなく、医療政策や道路交通対策など関連する行政分野を一体的にとらえる必要があることから、令和 7 年 4 月 1

			日付で県行政の総合的な企画及び調整に関する事項を所掌する総合政策部に統合新病院開設準備室を設置し、全庁を挙げて統合新病院の整備に取り組んでいくこととしている。
県立中央病院	保留分レセプトの長期保留分の管理について	入院診療の保留分レセプトの件数及び点数が異常に多くなっている。医事第一課では、入院診療科別保留点数（合計）と外来診療科別保留点数（合計）の資料を作成しているが、この資料の重要性について、明確に認識しておらず管理もしていない。診療請求業務において重要な管理ポイントの一つであるにも拘わらず管理意識が希薄であることが監査のヒアリングの過程において感じられた。 1年以上の入院診療の保留件数及び点数は、7件、1,064,016点（10,640,160円）であるが、保留になっていることについては軽視することができない。	保留分レセプトは、6か月以内の診療分が約9割を占め、これらは主に難病等の公費負担手続申請中のために請求を保留しているものである。 手続が済み次第、速やかに請求処理を行う必要があることから、管理台帳について委託業者に毎月作成・提出させ、管理を徹底することとした。
県立中央病院	減額調定額内訳の作成について	支払基金、国保連に対する調定額のうち減額調定額の内訳項目として、過誤、過誤返戻、査定、査定（院内処方）、誤計算、再審査復活額、返還調整金額、電子証明書交付料があるが、誤計算については単なる調定額と入金額の差額として捉えており、他の内訳項目のように明確な定義がない。明確な項目の設定もしくは当該項目の削除の適切な処置が必要である。	調定額と入金額の差額であることから、表現を「誤計算」から「入金差額」に改めた。
県立つくしが丘病院	保留分レセプトの長期保留分の管理について	保留分レセプトの処理については、業務委託先で行っているが、毎月定例的に処理を行い月末時点における保留分レセプトの一覧表を作成していない。これは件数が少ないからという理由なのか、医事第二課からの作成指示もなく、これまでのやり方を踏襲してきている。	長期保留額は比較的小額であるため、これまでは委託業者に保留分レセプトの一覧表の作成を求めているなかったが、令

		根底にあるのは保留分レセプトの重要性について明確に認識していないことが想定される。	令和6年11月診療分から毎月作成、提出をさせることとした。
県立つくしが丘病院	督促状の発送遅延を招く規定の不備について	令和5年度に滞納が発生した債権のうちから任意に10件を抽出した結果、納入通知書発行日から40日以内に督促状が発送されているケースや、つくしが丘病院未収金取扱要領の滞留債権の督促規定に基づいた納入通知書発行日から30日経過後速やかに督促状が発送されているケースは見つからなかった。 この事実については、所管課の担当者から見れば規定どおりに処理しているという意見となるが、このような問題を招いているのは督促規定に督促状の発送期限を明記していないことによるもので規定内容の記載の改定が必要と考える。 「青森県立つくしが丘病院未収金対策マニュアル」の未収金督促との関係では、文書による督促状の対象者が滞留債権に対する督促規定の納入通知書発行日から起算して30日超過していることと督促状の発送期限についての記載を明記することが必要である。	督促が遅延とならないよう、要領において督促状の発送期限を明記するとともに、マニュアルについても要領と整合性を図った。
県立つくしが丘病院	未納患者整理台帳の未作成について	県立つくしが丘病院未収金取扱要領第10に「医事第二課職員は、未納者のうち納入通知書発行日から起算して2か月を経過した未納者ごとに未納患者整理台帳を作成し、未収金に係る収入及び交渉等の状況を記載しなければならぬ。」と規定されている。 令和5年度に滞納が発生した債権のうちから任意に10件を抽出し、「未納患者整理台帳」が作成されているかの確認を行ったが未納患者整理台帳が作成されていたのは3件に留まり、7件は作成されていなかった。未収金の適切な管理と回収の促進にあたっては、未納患者整理台帳の作成は必須であり、規定どおりに未納患者整理台帳の作成を徹底する必要がある。	監査時点で未作成となっていた未納患者の整理台帳を作成、整備した。 以降、新規の者についても、作成・整備を徹底した。
県立つくしが丘病院	訪問徴収の実施について	滞納者への訪問については、県立つくしが丘病院未収金取扱要領に定められているが、実施	近年、人員不足や訪問徴収が患者の疾

		されていない。この理由は、訪問徴収に当たっては2名以上人員が必要なことや精神疾患を抱えている患者も多く、訪問徴収の実施には、職員と患者の双方が相俟った課題となっている。このような実態に即して、訪問徴収の取扱いについて再検討すべきである。	患に影響を与える恐れへの懸念考慮等により訪問徴収の実績がない。 このため、実態に即した訪問徴収の取扱いについて検討し、要領を見直した。
県立中央病院	ラベル管理について	ラベルは医薬品及び診療材料等の受払、在庫を管理する方法の中核をなすツールであり、i) 現品にラベルが貼付されていない返品、ii) ラベルの紛失については、棚卸差異の原因となる。在庫管理におけるラベルの取扱いの重要性を再度認識し、職員全員に浸透させる必要がある。	ラベル管理のルールについて、看護部へ改めてルール周知を行い、ラベル管理を徹底するよう指導を行った。
県立中央病院	薬品値引きの会計処理について	薬品について各業者から年2回の値引きを受けている。4月から9月分の値引きについては、単価の変更登録をして10月からの単価に反映させている。しかし、10月から3月分の値引きについては、年度末の単価に反映させてもすぐに4月からの新単価に置き換える必要が生じるため、実務上の煩雑さを考慮し、単価の置き換えを実施せず、薬品費から控除して決算額としている。令和5年9月の5社合計値引き額は106,090千円(税抜)、令和6年3月の5社合計値引き額は8,348千円(税抜)であった。3月の値引き額は9月までの値引き調整後の金額になるため9月に比べ低い金額になる。本来、値引き額を期末在庫計上額から控除しない処理は正しい処理ではない。 しかし、その影響額が僅少であるため、実務上の煩雑さを考慮し、現段階では上記会計処理も容認し得ると判断する。今後、3月値引き額が大きくなるなど決算数値への影響が大きくなる場合は、会計処理を見直す必要があるためご留意いただきたい。	当面現状どおりの処理の予定としているが、3月の値引き額が大きくなる場合には、会計処理を見直すこととする。
県立つくしが丘病院	実地棚卸について	1. 棚卸マニユアルの作成について 棚卸マニユアルが作成されていなかった。 2. 棚卸差異について 令和5年度実地棚卸結果報告書では、帳簿残	1. 棚卸マニユアルの作成について 令和7年3月、棚卸作業を手順書に規定

		と実地棚卸残が同額となっており、棚卸差異は発生していない。しかし、棚卸時にカウント数を記載したリストを見ると、理論在庫とカウントした数量に差異が生じているものが複数あった。これは、箱を開封したもののについて払出処理がなされていなかったものがあつたためである。これについて実地棚卸後、払出処理を実施することにより、棚卸差異がないものとされていった。本来、棚卸時に理論在庫とカウントした数量に差異があれば、棚卸差異として集計報告し、それが生じた原因を調査すべきである。今後は、棚卸差異として把握することが望ましい。	2. 棚卸差異について 令和6年12月以降、棚卸差異が生じた場合には、差異として集計するよう改善した。
県立つくしが丘病院	薬品値引きの会計処理について	3. 実地棚卸品の対象範囲について 実地棚卸の対象は、薬局調剤室及び薬品倉庫の医薬品となっており、外来や病棟に払出済みで未使用のものは対象としていない。これは、外来や病棟で保管されている医薬品金額は概ね41千円以内(各部署で保管することになっている医薬品数と最新の単価で病院担当者が算出)であり、金額的重要性に乏しいからである。 また、診療材料については、購入時の費用としており、実地棚卸の対象としていない。これも金額的重要性に乏しいためである(令和6年3月の診療材料購入金額は574千円)。 いずれも今後金額的重要性が高くなった場合には、実地棚卸の対象とすべきものであるため、留意する必要がある。 4. 棚卸カウント結果記載方法について 棚卸時にカウントした数量をリストに記載しているが、シャープペンシルで記載されていた。改ざん防止の観点からボールペンで記載するのが望ましい。	3. 実地棚卸品の対象範囲について 現在、薬局以外の部署(病棟、外来)に配置薬として払出済みの医薬品や診療材料は、金額的な重要性が乏しいことから棚卸対象としていないが、今後重要性が高まった場合には、実地棚卸の対象とするよう留意する。 4. 棚卸カウント結果記載方法について 令和6年12月以降、棚卸時のチェック用リストに数量を記載する際は、シャープペンシルによらず、ボールペンを使用する取扱いとした。
県立つくしが丘病院	薬品値引きの会計処理について	薬品について各業者から年2回の値引きを受けている。4月から9月分の値引きについては、単価の変更登録をして10月からの単価に反映させている。しかし、10月から3月分の値引きについては、年度末の単価に反映させてもすぐに4	今後、値引き額を期末在庫計上額から控除しない処理による決算への影響が大きいものだと認められ

		月からの新単価に置き換える必要が生じたため、実務上の煩雑さを考慮し、単価の置き換えを実施せず、薬品費から控除して決算額としている。令和5年9月の6社合計値引き額は967千円（税抜）、令和6年3月の6社合計値引き額は170千円（税抜）であった。3月の値引き額は9月までの値引き調整後の金額になるため9月に比べ低い金額になる。本来、値引き額を期末在庫計上額から控除しない処理は正しい処理ではない。	る場合は、会計処理の見直しを検討する。
県立つくしが丘病院	使用する勘定科目の判断について	『医薬品情報データベース』を購入した際に、CD-ROMに着目して備品勘定として処理していた。実態はアプリケーション+定期的に更新されるデータベースであり、「ソフトウェア」として処理するのが正しい。減価償却費、残存価格の処理も間違っていたことになる。 勘定科目の採用等判断が追加的に必要となる事項については、後日、後任担当者がどのような過程で判断されたかを把握できるように検討過程が残っていることが望ましい。また、同じ事象に対する判断が担当者ごとに異ならないように、統一的・継続的な処理に資する指針やガイドラインを設けるなど、ある程度恣意性を排除するような運用を行うことが望まれる。 今後、新しい事象について勘定科目を決定する場合は、県立中央病院の経理課に相談するか、インターネット等により検索するなどにより、独断で勘定科目を割り当てないことである。	対象の物品は、CD-ROMでの購入形態に鑑み、備品（有形固定資産）として計上したが、勘定科目の判断に当たって、統一的・継続的な会計処理ができるよう経理課等に意見を聞きながら整理することとする。
県立つくしが丘病院	旧型電子体温計の除却漏れについて	固定資産台帳から5点の旧型電子体温計を抽出して現物を確認したところ、1点のみ確認できたが4点は確認できなかった。これは過去に廃棄されていたが固定資産台帳の除却処理が漏れていたものであった。	本件の除却漏れに関して、除却処理済。なお、青森県立つくしが丘病院固定資産取扱要領に基づ

			く現物の確認が十分行われていない状況であったため、管理責任者（庶務・管理課長）は同要領の適切な運用を図り、今後定期的に固定資産の実査を行うこととし、除却が必要なもの把握した上で、適切に処理する。 ※（参考）青森県立つくしが丘病院固定資産取扱要領（平成23年3月31日制定）第6条に「管理責任者は、庶務・管理課長がその任にあたり、固定資産の総括管理を行う。」と規定。
県立中央病院	処分決裁の頻度と財産処分の個別理由について	青森県財務規則によると、物品については、利用可能性や、財産的価値が残っていないかなど回収可能価額を検討し、最終的に価値がないものを処分することとされている。年度末にまとめて決裁を受ける方法は、実質的な利用可能性の検討について相当数を一度に行うという観点からは、その実行可能性は極端に低いと言わざるを得ない。今回処分決裁の結果として、資産はすべて廃棄されており、実効的な利用可能性の言及は見られなかった。廃棄を行うとしても、まずは売却できるか等回収可能価額を十分に検討するステップを踏んだ上で行われるべきであるが、実際どのような売却可能性の検討過程を踏んでいるのかも確認することはできなかった。 処分の意思決定については、利用可能性の検討手続きのプロセスを経て実施されるように今一度検討すべきである。	過去に医療機器売却を検討したことはあり、損傷が著しいものも多いが、特に患者に使用する医療機器は個人情報等があり、個人情報の漏洩の危険性から安易に売却を進めることができないとの判断に至っているのが現状である。 売却可能性の検討過程については、個々に処分等を判断した経過を起案等に残すこととした。

県立中央病院	事故報告について	青森県病院事業財務規程第67条において、(事故報告)「所属長は、天災その他の理由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、速やかに管理者に報告しなければならぬ」と規定されている。 県立中央病院では、「報告すべき事項が生じていない」との説明を受けたが、そもそも定期的な現物確認を行っていない。 ヒアリングや質疑応答の過程の中で監査人が受けた印象は、青森県病院事業財務規程第67条に規定する「損傷を受けた場合」の具体的な事例について把握できていなかった。どのような場合に適時適切に報告するべきなのか明確に理解していなければならぬので、当該条文の趣旨を斟酌し、実務上適切な対応を行うべきである。 過去に制定したルールが合理性を有さないようであれば改正することも検討すべきである。	随時の現物確認が必要との認識のもと、事故報告に当たっては、財務規程に規定する損傷に該当するものがあるかどうか適切に把握し、規程に沿った運用を徹底する。
県立つくしが丘病院	事故報告について	青森県病院事業財務規程第67条において、(事故報告)「所属長は、天災その他の理由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けた場合は、速やかに管理者に報告しなければならぬ」と規定されている。 県立つくしが丘病院では、実際に現物の不足が監査にて確認された。 ヒアリングや質疑応答の過程の中で監査人が受けた印象は、青森県病院事業財務規程第67条に規定する「損傷を受けた場合」の具体的な事例について把握できていなかった。どのような場合に適時適切に報告するべきなのか明確に理解していなければならぬので、当該条文の趣旨を斟酌し、実務上適切な対応を行うべきである。 過去に制定したルールが合理性を有さないようであれば改正することも検討すべきである。	今後、固定資産の紛失(現物の不足)が発覚した際は、管理責任者(庶務・管理課長)は速やかに調査を行い、滅失、亡失等が確認された場合は速やかに除却処理を行うとともに、管理者に事故報告を行うこととする。
県立中央病院	リース取引の検討について	令和5年度中に新規契約したリース契約に関して、リース取引の区分の検討過程を明示的に確認することはできなかった。 リース契約ごとの個別検討は行わず、短期の	リース取引に当たっては、リース会計基準のフローに準じて進めているが、今

		契約を除きすべてリース資産として計上する実務が行われている。 機械的な処理が慣例として引き継がれているものの、実体に応じて適正に処理するためには、諸契約ごとに個々の状況を総合的に検討したうえで処理が行われるべきである。権限者が適切に判断できるように、また、後任担当者が確認できるようにも、検討過程は残すべきである。	後は判断過程が明らかとなるよう整理する。 なお、第6次中期経営計画では、新規のリース取引は行わない方針としている。
県立中央病院	リース契約時ににおけるリース料率を加味した検討について	リース契約の支払総額は、資産の現金購入価格に加えてリース料等も含めて決定されるため、リース契約にあたりリース料率及びリース料の検討も重要となる。 しかしながら、県立中央病院のリース関係の書類上これらの検討が実効的になされているような箇所は確認することができなかった。 病院の意思決定を行う上で、リース契約を行う際や契約伺いにおいて、権限者の承認が必要となっているが、これらの承認・伺いの際に、リース期間にわたる支払総額が合理的であるかを適切に検討するためにも、リース料率も意識し明記したうえで、管理・検討されるべきである。	リース契約において、予定価格算定にリース料率は個別明記されていないものとなっているため、今後は本体価格とは別に、リース料率も算定根拠として明記するよう対応する。 なお、第6次中期経営計画では、新規のリース取引は行わない方針としている。
病院局	競争性が発揮される業者選定方法への変更について	令和5年4月1日から開始している建物保守管理業務委託については、業者選定方法について問題がある。その理由は、業務内容が多岐にわたっており、かつ、業務量が膨大であるにもかかわらず、入札が業務開始日の僅か5日前である点である。 既存業者以外の業者が選定された場合、指名通知受領からわずか12日、落札後からわずか5日という短期間で年約250百万円規模の新規業務を30名以上の人材を確保した上でスタートさせることとなり、現実的に競争性を保った低価格にて応札することが困難であるからである。 選定業者の選定時期や保守業務の細分化による短期間で競争性を保った選定方法等、再検討が必要である。	監査人の意見を踏まえて、指名競争入札から、より競争性が発揮される一般競争入札での手続を進めることとする。 なお、プロポーザルについては、当院ではあえて企画提案を求める状況にはないため、採用しない。
病院局	受託者からの実支出額の報	青森県病院局院内保育所運営業務委託契約書では、受託者に対して、経費精算書として毎月	実支出額を求める現状の運用の必要性

	告を求める現 状の運用につ いて	の経費実支出額の報告を求めているが、実際の 報告では『年間予算額÷12月』の額が実支出額 の欄に毎月同額で記載されており、契約書が要 求する月次の実支出額は病院局に対して報告さ れていない。 実支出額を求める現状の運用の必要性を検討 し、必要があると判断するならば受託者に正確 な実支出額の開示を求め、必要がないと判断す るのであれば契約を変更し、実支出額を記載し た経費精算書の提出を不要とすべきである。	がないと判断し、令 和7年度契約では、 実支出額を記載した 経費精算書の提出を 不要とした。
病院局	院内保育所の 利用者アプケ ートの実施に ついて	病院局は院内保育所利用者に対するアプケー トを実施していないため、利用者満足度評価が できていない状況である。 利用者に対してアプケート調査を実施するこ とは、受託者（院内保育所の運営業者）を評価 する際に有用な情報になるとともに、今後の運 営方針や利用者満足度の向上に寄与するものと 考えられるので院内保育所の利用者に対するア プケート実施を検討されたい。	令和6年12月に 利用者の意見を聴く ため、院内保育所の 利用者アプケートを 実施した。
病院局	公募型プロボ ーサルにおけ る財務評価点 について	令和2年度において実施された青森県病院局 院内保育所運営業務委託のプロボーサルにおい て現業者が選定された。現状における採点基準 は黒字決算を重視しているが、院内保育所を安 定的に運営できるとする視点からみた安定運営 に直接的に寄与すると考えられる財務健全性 に関する客観的な財務評価点がない。採点基準の見 直しが必要とされるところである。	公募型プロボーザ ルにおける財務評価 点について、直近が赤 字であっても純資産 等も確認の上、総合 的に判断することと した。
病院局	仕様書記載の 業務内容と実 際の業務内容 の齟齬につい て	「経費圧縮等に関するアトバイザリー業務委 託」の仕様書の業務内容は9項目あったが、2 項目についてのみ報告されている。 仕様書に定められた業務が実施されていない と推定される現状は問題であり、今後、受託者 の実施すべき業務範囲を再検討・明確化し、そ の内容を仕様書に適切に落とし込むべきであ る。業務範囲の検討の結果、報告がなされてい なかった業務内容もやはり必要と判断するなら ば受託者に適切に同業務を実施するよう求め、 その報告を受けなくてはならない。	令和7年度契約分 から、報告のない業 務については、仕様 書から削除し契約締 結を行った。
県立中央病院	期末手当に対	令和5年12月分の期末手当支給額について、	令和6年度分（令

	する所得税の 源泉徴収漏れ について	特例計算によって別途支給する支給額に対する 所得税の源泉徴収が計算されずに源泉徴収漏れ があった。 また、青森県病院局臨床研修員給与取扱要領 第2条の2(1)の規定に基づき、令和5年12月 に1年目の臨床研修員特別手当を一人当たり5 万円支給しているが、源泉徴収がなされていま かった。 いずれも、年末調整の対象給与として認識さ れており、確かに支給時点で源泉徴収を失念又 は意図的に行わなかったとしても年末調整で全 て精算され、年間を通じて源泉徴収税額に重要 な影響はないと言える。しかし、月ごと又は日 ごと等に源泉徴収事務を定めている所得税法上 の取扱いを鑑みるとルールを逸脱していると言 わざるを得ず、今後の適時適切な源泉徴収事務 の履行が望まれる。	和6年6月期、12月 期）の期末勤勉手当 については、所得税 を徴収のうえ、適正 に処理した。 臨床研修医特別 手当については、令 和6年度から廃止 され、当該手当相当 分として、一般職員 と同様、通常の期末 勤勉手当を支給し、 支給額からは所得 税を徴収のうえ、適 正に処理している。
県立中央病院	宿日直手当に 対する源泉徴 収漏れについ て	地域医療支援部の医師（自治医研修医、無給派 遣）に係る宿日直手当について源泉徴収が行わ れていなかった。所得税法基本通達28-1、所得 税法第185条1項2号イの規定により、源泉徴 収しなければならない。 無給派遣医師の年末調整は派遣先で行われて おり、県立中央病院は年末調整が未了の源泉徴 収票を発行するのみであり、2か所以上の給与 所得者となる無給派遣医師が適切に確定申告を 行わない場合、所得税の過少納付のリスクも生 じる。あるべき税制上の取扱いを整理し、宿日 直手当について適正な源泉徴収事務の執行に留 意されたい。	監査結果を踏ま え、無給派遣中に当 院で臨時に行う宿 日直の対面は、給与 等に該当するもの として取扱いを整 理した。 これに基づき、扶 養控除等申告書の 提出がない従たる 事業所での給与等 として、税額表「乙 欄」により源泉徴収 を行う取扱いに改 め、今年度からは源 泉徴収のうえ、適正 に処理している。
病院局	退職金支給関 連書類の不備 について	「退職所得の受給に関する申告書」は所得税 法第203条1項において、退職手当の支払いを 受ける退職者に提出が求められているものであ り、当該申告書の提出がない場合はその退職手 当等の金額につき20.42%の税率による源泉徴収	必要事項が記載 されていないもの は、有効な申告とは みなさない取扱い に整理した。これに

		が行われる。 退職手当の監査対象サンプルを抽出して退職関連資料を監査したところ、「退職所得の受給に関する報告書」の必要事項の記載が漏れていた。当該申告書はあくまで受給者の申告書であり、原則として必要事項の記載があつてこそ20.42%の源泉徴収の適用から外れるものであると考えられ、住所と名前のみが記載されその他の事項が空欄の形式的な申告書では適切に受給者から申告がなされたとは言えない。当該申告書の趣旨を踏まえ受給者への記載周知が必要である。	即し、申告書の記載例を改訂し、必要事項（A欄）の記入を明記したうえで運用を開始している。
県立中央病院	通勤手当の支給額見直しについて	職員に住所変更が生じた場合、変更後の異動居や更新した通勤届を適時に提出するように求めているものの、徹底されず過年度の異動日のものが令和5年度の異動届簿に数件発見された。中には驚いたことに14年前の平成22年7月異動のものがあつた。 通勤手当の過大支給又は過少支給となつており、厳密には精算事務が必要となり、在職者のみならず退職者も含めて厄介な問題となつている。 通勤手当の変更申請者からの自己申告のみに依存することなく、職員名簿と源泉徴収票との住所の突合せ等により少なくとも年1回の照合作業を検討すべきである。	年末調整書類と住所情報の突合を実施した結果、2件の相違を確認し、いずれも本人から異動届を再提出させ、修正済である。 今後は毎年、年末調整時に住所確認を実施するとともに、職員に対して年1回、異動届・通勤届提出の徹底を周知し、通勤手当支給の適正確保に努める。
県立中央病院	労働基準法及び36協定から逸脱について	県立中央病院は、時間外労働に関する協定届（以下、36協定）において、1年につき労働時間を延長して労働させる時間が1カ月当たり45時間を超えることができる月数を6カ月以内に限り旨の協定を職員代表者と締結している。 令和5年度の法定外労働時間発生状況を確認したところ、医師以外の職員10名については労働基準法及び36協定から、医師38名については36協定から逸脱して、月45時間超の勤務が年6回を超える状況が発生していた。発生理由は、人員不足によりやむを得ず対象職員の過剰	幹部職員が出席する県立中央病院管理会議において、時間外労働規制の周知と法令遵守の徹底を指示した。 また、医師については、「月45時間超の時間外労働は年6回まで」の規制が適用対象外である

		勤務に頼らざるを得ない状況により発生したものであるが、明らかな法令及び36協定違反であり、効率的な人員資源の配分や勤怠管理及び業務効率化等を図り早急に改善することが求められる。	ことを踏まえ、令和6年度の36協定から当該制限を廃止した。 医師以外については、法令及び36協定の上限を遵守するため、月45時間超の時間外労働が年5回目に達した職員のリストを出力できるようにし、所属部署へ注意喚起するとともに、人員配置の見直しや業務改善などの長期的取組を進め、改善を図ることとした。
県立中央病院	賞与引当金繰入額の支給割合計算について	令和6年3月末時点の賞与引当金の算定において、本来は令和5年10月に人事課から配信された人件費資料の期末勤勉手当の支給割合を使用したところ、従前の支給割合を用いて算定計算しており、その結果「勤勉手当の賞与引当金繰入額」が6,453千円過大に計上されていた。 賞与引当金繰入額の計算は見積もり計算であり、最善の見積額を計算することが重要であり、見積もりに使用する基礎数値等は、見積もり計算の精度を高めるためにも、より直近の状況を反映した数値を使用すべきである。賞与引当金繰入額計算のチェックリストの作成や適切な計算フロー及びデジタルチェック体制を徹底し、加えて見積実績の差額分析を通じて、より最適な見積計算方法を適用しなければならぬことに留意されたい。	賞与引当金繰入額の算定については、最適な見積方法は、適用を目的として見直しを行い、現在は監査対象年度とは異なる算定方法を採用している。 監査結果を踏まえ、引き続き実支給額確定後に見積額との差異要因を分析し、計算フローを見直して翌期の見積方法に反映すること、最善の見積額の算定を図る。
病院局	病院原価計算の導入に関する提言について	病院局では、令和6年4月から県立中央病院における収支黒字化に向けた取組として、限界利益概念を導入した利益管理に着手している。	令和6年度から限界利益（入院・外来収益と材料費）べ

	く	限界利益による利益管理は有効であるものの医療サービス提供に対する原価を把握して病院経営に役立てるとする視点で見ただけ場合には病院原価計算の導入に取り組まなければならない。 病院原価計算の事業管理への活用は、医療費用を診療科別に集計することによって採算部門の医療損益を診療科別に把握することにある。また、高度医療、専門医療等の不採算部門について医療損益の実態が明らかになることで地方公共団体からの繰入金に関する金額の妥当性を検証することが可能となる。 病院経営の改善を目的とした分析ツールとして他のツールと併用して多角的に分析することが必要である。	ースで診療科別の利益管理を行っており、原価計算過程の一部について運用している。 当該運用が、現行の病院経営の改善に有効であることから、引き続き限界利益による利益管理を行っていく。
県立中央病院	応援医師勤務証明書の所属部長、確認者の押印漏れ2件について	所属長が資料提出日に不在のために押印できなかったものと考えられるが、事後において確認の上、押印をしてもらう対応が必要である。なぜならば、所属長の確認印をもって応援医師の勤務日数が確定するからで安易に軽んじた処理には問題がある。所属長が不在であってもメールにPDFを添付して送信し、確認する方法もある訳で、機転のきいた対応が求められる。	指摘のあった確認者の押印漏れは、確認印を受領済みである。 今後は、確実に確認印を受領するようチェックを徹底する。
病院局	病院局にはDXの考え方が浸透されていない	県では、「青森県DX推進本部設置要綱」、「青森県DX推進プランの策定及び推進について」がホームページにおいて公開されている。 このように県では、DXに対する取り組みについて機運が高まっているが、病院局の所管課に対するヒアリングや今後の取り組みに関するやり取りの中では、少なくともDXの用語を掲げて浸透させる空気感を受け取ることができなかつた。現状の情報システムに関する取り組みで余裕がない状況の中、新たにDXについて医療現場に浸透させるには大きなバリエーションという印象を受けた。 しかしながら、中長期的には、DXは病院経営を支える強力な武器となる訳で現時点から基盤固めの地道な活動を期待したい。	当院では、臨床業務における様々な課題を部署ごとにヒアリングし、DXによる改善を図る組織を令和6年度に構築した。DXを活用した業務改革を推進するため、引き続き活動を行う。
病院局	「医療情報システム」の安全	令和5年5月31日付けで厚生労働省より「医療情報システム	「医療情報システム」の安全管理に関

管理に関するガイドライン第6.0版」の利用について		ン第6.0版」が発出されている。 改定の趣旨は、保険医療機関・薬局において令和5年4月からオンライン資格確認の導入が原則義務化されていること、ネットワーク関連のセキュリティ対策がより多くの医療機関等に共通して求められること、医療情報システムの安全管理の実効性を高める必要があること、サイバー攻撃の一層の多様化・巧妙化が進み、診療業務等に大きな影響が生じていること等を踏まえ、安全管理措置の見直しを図っている。 病院局においては、既に対処済みの事項もあるものと想定されるが、不足あるいは追加・補完すべき事項、サイバーセキュリティ対策チェックリストの運用等について検討すべきと考える。	するガイドライン第6.0版に沿って、当院と契約している外部事業者にはサイバーセキュリティ対策チェックリスト（事業者確認用）の回答を毎年依頼しているほか、院内の要綱・要領を改訂した。 また、令和9年度時点で稼働していることが想定される医療情報システムには、二要素認証を採用することが求められていることから、令和8年度の電子カルテ等基幹システム更新に伴せて、二要素認証システムを導入する予定である。
県立中央病院	医療安全推進委員会への出席状況について	医療安全推進委員会は毎月1回開催されており、診療科部長、管理部門部長等で構成する委員長他、委員を含めて42名からなっている。 2024年度の4月から9月までの出席状況について出欠名簿を閲覧したところ、出席率は毎回80%以上であった。しかしながら、中には6回の会議の出席率が50%以下の委員が7名含まれていた。7名のうち1名は出席率0%の委員がおり、業務の都合等で出席が出来なかったと思われるが、医療安全管理体制に対する意識を高めるために各委員が委員会に確実に参加できるような日時の設定や代理出席や10月以降3月までの会議には出席する旨の通知を発行するなどの措置については見直しが必要と考える。	出席率が少ない委員（医師）に対しては、出席するよう長より要請を行っている。また、出席できない場合は、代理出席者などを出すように指導を行った。 今年度メンバー選出時に再度出席率が向上できるようメンバーを検討し、出席率が向上できる構成とした。